

神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）第15条第1項第1号に規定する難病指定医及び同項第2号に規定する協力難病指定医（以下「難病指定医等」という。）が勤務する医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、並びに同法第8条の規定に基づき届出をした診療所（以下「医療機関」という。）が行う臨床調査個人票電子化推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この補助金は、難病指定医等が勤務する県内医療機関（所在地が横浜市、川崎市又は相模原市であるものを除く。）が行う臨床調査個人票等をオンライン登録するための環境整備事業に係る経費のうち、神奈川県知事（以下、「知事」という。）が必要かつ適当であると認めたものについて交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 医療機関が、既にこの要綱に基づき補助金の交付を受けている場合
- (2) 医療機関が、既に本事業と同種の事業に係る補助金に申請している場合及び交付を受けている場合

(補助額の算出方法等)

第3条 補助金の算出方法は、次によるものとし、予算の範囲内において交付する。

- (1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額を選定し、第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付するものとする。

1 基準額	2 対象経費	3 補助基本額	4 補助率
難病指定医等が勤務する医療機関が臨床調査個人票等をオンライン登録するための環境整備 (1医療機関当たり) 100,000円	臨床調査個人票等の電子化に必要な需用費、役務費、委託料、備品購入費及び負担金	左記基準額と、対象経費欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額を比較して少ない方の額	2分の1

- (2) 前号の規定により算出した補助金の額に、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) ただし、一医療機関あたり 5 万円を上限とする。

(申請手続等)

第 4 条 この補助金の交付の申請は、神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金交付申請書（第 1 号様式）により、次の書類を添えて、別に定める日までに知事に提出するものとする。

(1) 神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金所要額調書（第 1 号様式別紙 1）

(2) 神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金支出予定額内訳書（第 1 号様式別紙 2）

(3) 見積書

(4) パソコン端末及びプリンタの仕様書（パンフレット又はカタログ等でも可）若しくはネットワーク環境整備や医療機関内のシステム改修についての説明資料

(5) 役員等氏名一覧表（第 5 号様式）

(6) その他事業の参考となる資料

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第 5 条 神奈川県暴力団排除条例(平成 22 年神奈川県条例第 75 号)第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(3) 法人にあっては、代表者又は役員のうちに第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

(4) 法人格を持たない団体にあっては、代表者が第 1 号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、補助事業者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、経費の配分の変更で、費目相互間のいずれか低い額の20%以内の変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 前各号に規定するもののほか、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

なお、交付決定前に申請を取り下げようとするときも、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

なお、補助事業の完了とは、事業が終了し、かつ事業に係る全ての支払いが完了したときをいう。

- (1) 神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金精算書（第3号様式別紙1）

- (2) 神奈川県臨床調査個人票電子化推進事業補助金支出額内訳書（第3号様式別紙2）
- (3) 補助金申請に係る支出がわかる領収書等（写し）
- (4) 口座振替申出書
- (5) その他参考となる資料

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第4号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 医療機関は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円（地方公共団体が運営する医療機関にあっては単価50万円）以上の機械、器具及びその他の財産（以下「財産」という。）を知事の承認を受けずに補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ただし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号））を経過した場合は、この限りではない。

2 知事の承認を受けて、財産を処分することにより収入があつた場合には、当該収入のうち補助金に係る部分の返還を命じることがある。

（書類の整備等）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、事

業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号））を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第13条 補助事業者は、住所又は氏名を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。